

## 令和3年度 市議会モニターから提出された意見、提案等とそれに対する検討結果

(令和3年8月25日掲載)

	意見、提案等	検討結果
1	<p>(令和3年第4回定例会での「議案第85号 督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について」を審議した6月22日開催の教育民生常任委員会について)</p> <p>6月議会、議案第85号については、個人情報保護法の関係で議員の方々も十分に議論できなかったように見えました。完全な議論のためには、「秘密会」の適用も考えてみてはいかがでしょうか。</p>	<p>議会の本会議は公開を原則とすることが地方自治法第115条（議事の公開の原則）に規定されています。そして、常任委員会、特別委員会等については、この「議事の公開の原則」は直接的には適用されませんが、本市においては、佐伯市議会委員会条例第19条において委員会を公開としています。しかし、議会で審議、審査される事件には、審議、審査を通じて住民個人の私生活に密接に関係する事項などを積極的に公表することにより、該当する個人に不利益を与えることとなり、結果的に地方公共団体の行政運営に支障を生じてしまう恐れがある場合もあり、議会での審議、審査される事項の全てについて公開することが適当であると判断されるとは限りません。そして、議会での審議において秘密の保持をより確実なものにするためには、ご提言のとおり、秘密会しかないのが実情です。</p> <p>秘密会にすべき事件であるかの判断は、非常に慎重な判断が必要であり、今回は秘密会とする必要はないという判断の結果でした。</p> <p>個人情報の保護に配慮することが強く求められている中で、情報公開と個人情報の保護という相反する課題に対応した運営が求められることから、今後もこの課題に対応した議会運営を検討する中で、秘密会の開催については慎重に判断してまいります。</p>

2	(令和3年6月30日開催の議会運営委員会について)	井上議員の発動による動議からの議会運営委員会。自由な発言が混乱の原因の一部だと思います。誰が・何処でも・何時でも、手を挙げて「長」の許可を得て発言をする。この原則を崩さないでいただきたい。	<p>議会は、「言論の府」といわれるように、言論を尊重し、その自由を保障しています。しかし、発言が自由であるからといって、どんな内容の発言も許されるというものではなく、会議の進行に従った発言が要求されます。</p> <p>議会は、多数の議員から構成される合議体であり、委員会においては、委員長がその会議を主宰しており、一定の会議の進行に従った発言が行われなければなりません。</p> <p>当該の議会運営委員会については、議員からの動議の後に開催された委員会でした。動議の対応については、動議が提案される都度、当該動議について議会の意思決定をしなければ審議を進行させることができず、開催された委員会の運営・進行については非常に難しいものがあります。</p> <p>議会においては、秩序を重んじなければならないことは当然であり、おのずから会議のルールに従った節度ある発言が要求されることから、今後も、適切な委員会運営に努めてまいりたいと考えています。</p>
---	---------------------------	--	--